

第2回臨時会 4/26

◆高齢者見守り、持続化給付金、スーパー・プレミアム商品券事業などを計上した一般会計補正予算を原案可決

4月26日に開催した第2回臨時会では条例案件4件を含む8件が提案され審議を行いました。「令和3年度下川町一般会計補正予算」は、第1回目の補正予算であり、新型コロナウイルス感染症対策と、社会活動の再開や地域経済の回復などに係るものであります。

感染症対策事業として顔認知温度検知システムの整備、認定こども園に網戸設置、加湿器整備、高齢者見守り事業として電話相談などの委託料、学校ICT環境の構築に向けた教師用タブレットなどを整備する予

算が計上されました。議員からの質疑では「持続化給付金の金額はいくらか」に対し、「件数で30件、また新規創業者は2件と想定している」との答弁。「各内のみでの給付か」に対し「場合によってはまた補正を願うこともある」との答弁がありました。その後、採決に移り全員賛成により原案可決しました。



5月臨時会議 5/7

◆議会の委任による専決処分事項を原案可決

5月臨時会議から新しい議会運営の一環として通年制議会を導入しま

した。通年制議会を導入したことにより、定例会が年1回となり、会期が5月から翌年4月までとなりました。これは議会の主体性と機動性を高めていくことで、町民の代表としての負託に応えていくとともに、緊急を要する事態への対応など、効率的かつスピード感を持つた議会運営の推進並びに議会及び議員活動の活性化を図ることを目的としています。

また、議案では「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処事項の指定について」を議員提案しました。地方自治法180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項を緊急性の高いものとして①1件100万円以下の法律上の町の義務に属する損害賠償の額を定めること並びに歳入歳出予算の補正を行うこと②議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議決された工事又は製造の請負契約について500万円を超えない範囲

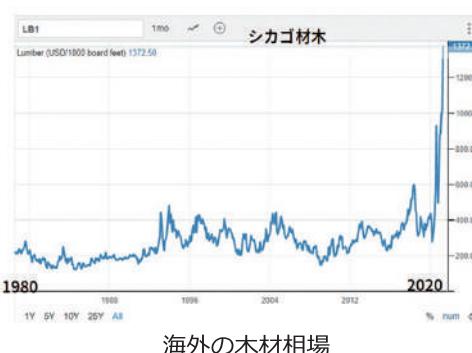
で変更すること③災害、突発的な事故並びに感染症防止対策により応急的に必要な歳入歳出予算の補正を行うこと④会計年度末における日切れ扱いの地方税率改正を行うこと⑤解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正を行うこと、と指定し全員賛成により原案可決しました。

6月臨時会議 6/2

◆ワッズショック緊急対応支援、緊急事態措置協力支援金、指定管理者持続給付金事業を計上した一般会計補正予算を原案可決

第2回目の「令和3年度下川町一般会計補正予算」を6月2日に開催した臨時会議で審議しました。

※ワッズショック～輸入木材価格の高騰の事を指し、かつてのオイルショックになぞらえて名付けられた言葉



支援事業として、コロナウイルス感染拡大のためひとつある木材需要に対応するため必要な機械・設備を整備する事業者を支援、緊急事態宣言により営業時間の短縮などを実行する事業者に支援金を給付、コロナウイルス感染拡大により、売上に大きな影響を受ける宿泊施設の指定管理者に給付金を給付するもので、全員賛成により原案可決しました。